亚口	# D	4 =	新用 +B 中	ロのおこ ナ
番号	項目	委員	質問・提案 	県の考え方
1	全般	山本委員	 主な取組に対する評価はどの機関が実施されたのでしょうか?本来ならばこれを評価するのは検討委員 会の役割だと思いますがいかがでしょうか。	事務局の原案をもとに検討委員会で議論していただき、まとめていきます。
2	全般	山本委員	「第2期犯罪被害者等支援推進計画に基づく施策・事業の実施状況に対する評価並びに今後の方向性」の実施状況に対する評価は結果と評価が混在していると思われます。例えば実施状況に対する評価欄の P4○5番目、医療機関での被害者の適切な対応や被害者が必要な支援につながることができるような市町村窓口との連携はどのような結果があり、導き出されたのでしょうか? 医療機関での被害者の適切な対応が何件なされなかったのか?何件なされたのか?必要な支援につながることができるような市町村窓口との連携は何件なされなかったのか?何件なされたのか? 結果に対する評価を示さないと分析になりません。また分析でないと次の計画が立てられないと思いますがいかがでしょうか?	で回答者の50%が「性犯罪にかかる医療支援」をあげています。 ・実際の対応数は現在把握していませんが、次期計画案では市町村の支援実績を含めたトータルの支援状況の把握や情報提供などについて関係機関の検討会を開催していくことを考えています。
3	全般	山本委員	主な取り組みと主な課題、充実すべき施策が対応していないように見えます。数字があるところはナン バリングに対応するとわかりやすいのではないでしょうか?	今回お示しする骨子案では、それぞれの取組について、現状と課題、施策の方向を個別に お示しします。
4	第2回検討委員会資料 3 「犯罪被害者等支 援推進計画の改定の方 向性について(案)」	山本委員	営・充実、「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(かならいん)の設置運営 主な課題 ・サポートステーションの認知度が低い。	・認知度を高めるためには広報が重要でありますが、予算も限られていることから、効果的な広報についてどう行っていくかが課題だと考えています。例えば、平成28年度には県民ニーズ調査では当時の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」を知ってもらうための効果的な広報の方法について調査した結果、電車内広告やインターネット広告、商業施設の化粧室へのカード設置が上位でした。今後も県民からのご意見等も参考にしつつ効果的な広報について検討実施していきたいと考えています。 ・周知が低い理由、認知度が低い理由は、効果的な広報が不足しているためと考えておりますが、どのような方策が良いか、お知恵をいただければと考えております。
5	第2回検討委員会資料 3 「犯罪被害者等支 援推進計画の改定の方 向性について(案)」	山本委員	主な取組 1 総合的支援体制の整備と支援関係機 関との連携・かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営・充実、「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(かならいん)の設置運営改定の方向性被害者支援への理解促進とサポートステーションや「かならいん」のより効果的な広報の実施・広報はとても重要かと思います。具体的な広報計画について共有ください。広報は専門的な知識・技術も必要です。広報アドバイアザーなど専門家のアドバイスを受けることはあるのでしょうか?なければぜひあった方が良いともいます。	
6	第2回検討委員会資料3 「犯罪被害者等支援推進計画の改定の方向性について(案)」	山本委員	主な取組 1 総合的支援体制の整備と支援関係機 関との連携 ・かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営・充実、「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援 センター(かならいん)の設置運営改定の方向性「かならいん」における男性被害者に対する相談体制の構築等 ・性被害を受けた男性・LGBT・トランスジェンダー被害者に対応する研修が必要と思います。男性のみに限らない方が良いですが、いかがでしょうか?	・「かならいん」の相談は、どなたからでも受けており、今年の支援員研修で、専門家によるセクシャルマイノリティーの方の性被害への理解を深める研修を実施します。また、次期計画では、重点として、男性被害者への相談への専門性を高める方向で、相談窓口の充実・強化を図りたいと考えています。
7	第2回検討委員会資料 3 「犯罪被害者等支 援推進計画の改定の方 向性について(案)」	山本委員	主な取組 ・緊急支援体制の整備・緊急支援の推進 ・こちらはそのまま進めるということで方向性がないのでしょうか?	・今後の方向性として、重大事案発生時に市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等の検討や休日・夜間における連絡体制の確立に向けた検討などをしていきたいと考えています。

番号	項目	委員	質問・提案	県の考え方
8	第2回検討委員会資料 3 「犯罪被害者等支 援推進計画の改定の方 向性について(案)」	山本委員	主な取組 ・市町村の取組支援と連携の推進、支援関係機関との連携の推進など 主な課題 ・市町村の被害者支援への取組に差があり、県は市町村を支援すべき。 ・県と市町村の役割分担や市町村の支援実績を含めたトータルの支援の状況が見えにくい。 ・条例開始に伴い県が市町村の施策を確認したことがあると伺っています。 継続し、施策の進展などを調査しているのでしょうか?していない場合、調査することで市町村の支援 実態を確認することができると思いますがいかがでしょうか?	・警察庁が定期的に県を通じて市町村調査を実施しています。県でも、施策の検討状況等について調査を実施しています。
9	第2回検討委員会資料 3 「犯罪被害者等支 援推進計画の改定の方 向性について(案)」	山本委員	主な取組 ・市町村の取組支援と連携の推進、支援関係機関との連携の推進など 改定の方向性 市町村の取組に対する支援と各市町村の状況に応じたサポートステーションとの連携構築 (取組例)・市町村の取組支援のための情報提供、人材育成の更なる充実・個人情報等に配慮したサポートステーション、警察署、市町村間の具体的連携方法等の検討会の開催 ・個人情報等への配慮はとても大事なことと思います。プライバシーポリシーについてお示しください。特に具体的連携方法の検討会の開催はとても良い案だと思います。年に1回市町村の施策を確認できる、市町村に在住する被害者のケースを用いて、どのような支援ができるを共に考えられる。上記によって市町村の被害者窓口との、役割分担と責任の明確化、市町村相談窓口の成長にもつながると思います。	・県では、神奈川県個人情報保護条例を定めています。また、各市町村もそれぞれの個人情報保護条例を定めています。 ・現在、市町村主管課長会議と実務担当者会議を実施しており、今後は、検討会の開催を計画に位置付けて実施していきたいと考えています。
10	第2回検討委員会資料 3 「犯罪被害者等支 援推進計画の改定の方 向性について(案)」	山本委員	主な取組 2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供・生活資金貸付、弁護士による法律相談、臨床心理士等によるカウンセリング、裁判所等への付添い支援、一時的な住居の提供など 主な課題 ○ 日常生活への支援・裁判所等への付添い支援の中で保育についても柔軟に行っているが、生活支援への対応が十分ではない。・住宅支援の実績が低く、住宅支援の拡充が必要 ・住宅支援が求められていないから実績が低いのか、求められているけれども立地や利用しやすさ等のデメリット故に利用されていないのか。検討が不十分と思います。求められていなければ不要、立地や利用しやすさが問題なら、便利な場所・簡便な利用方法への変更が求められます。いかがでしょうか?ニーズ調査を検討されてはどうでしょうかく山本委員>	ます。 ・また、ニーズ調査については、本年度実施した「eかなネットアンケート」では「犯罪被害者等への支援の充実を図る上で、県は特にどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか」との設問に対し、回答者のうち40%が住居に関する支援が必要との調査結果があります。
11	第2回検討委員会資料3 「犯罪被害者等支援推進計画の改定の方向性について(案)」	山本安貝	主な取組 4 被害者等を支える人材の育成 ・犯罪被害者等支援員養成講座やボランティア登録制度の運用被害者等を支える人材の育成 主な課題 ○ 被害者等に接する人材の育成 ・相談員等の人材育成に、より力を入れ、質的、量的に支援の拡充を図ることが必要。支援者自身のメンタルヘルスケア等、支援する人を支える取組が必要 高い資質とは何を指すのでしょうか? どのような研修強化をすると高い資質がクリアできると考えるのか指針があれば教えてください。>	・被害者の心情や、置かれた環境を理解し、支援に必要な専門的知識を有し、支援の経験 を積みながら、関係機関との良好な関係を築き、実務を通じた研鑽を重ねていくことが必 要だと考えています。 ・ボランティア養成講座のカリキュラムを有しています。

番号	項目	委員	質問・提案	県の考え方
12	第2回検討委員会資料 3 「犯罪被害者等支 援推進計画の改定の方 向性について(案)」	諸澤委員	主な取組 4 被害者等を支える人材の育成 ・犯罪被害者等支援員養成講座やボランティア登録制度の運用被害者等を支える人材の育成 改定の方向性 ○ 被害者等を支える人材の育成の充実・強化 や支援者等を支える取組 ・相談員等に対する研修の充実・強化 ・相談員等に対する援助指導等の実施 ・支援センターが行っている犯罪被害者支援員養成講座について、例えば自治体との連携など、現実に即した内容が講座にふくまれているかどうか、プログラムの内容について検討する。 ・自治体の窓口担当職員や関係機関職員に研修への参加を促すと同時に、参加しやすい仕組をつくる。 (参加費など) ・支援者を支援する取り組みを実現する必要がある。そのためには、スーパーバイズの実施や、相談員が抱える支援についての相談ができる仕組みを作る	・養成講座については、グループワークの時間が多く取ってあります。今後とも現実に即したプログラムとなるよう工夫しながら実施していきます。 ・自治体の窓口職員が参加しやすい仕組みについて検討していきます。 ・メンタルヘルスのための取組みについては、現在、無料で行う方向で検討していきたいと考えています。
13	第2回検討委員会資料 4 「犯罪被害者等支 援推進計画の改定の方 向性について(案)」	山本委員	主な取組 4 被害者等を支える人材の育成 ・犯罪被害者等支援員養成講座やボランティア登録制度の運用被害者等を支える人材の育成 改定の方向性 ○ 被害者等を支える人材の育成の充実・強化 や支援者等を支える取組 ・相談員等に対する研修の充実・強化 ・相談員等に対する援助指導等の実施 ・とても良い施策と思います。メンタルヘルスに対して補助金制度、カウンセリングの無料利用などを検討されると良いと思いますがいかがでしょうか?	・メンタルヘルスのための取組みについては、現在、無料で行う方向で検討していきたいと考えています。
14	第2回検討委員会資料 3 「犯罪被害者等支 援推進計画の改定の方 向性について(案)」	山本委員	主な取組 3 県民・事業者の理解の促進 ・理解促進講座等の実施 主な課題 二次被害防止 ・二次被害防止のための具体的な取り組み検討をお願いします。 また、二次被害増減の経年別調査も必要と思います。 被害者から二次被害の経験をアンケートなどで得る(被害の実態の調査)、住民への意識 調査をする具体的と思いますがいかがでしょうか? 二次被害防止のための対策を理解促進計画の中に含めるのはいかがでしょうか?	・現在実施している、犯罪被害者等理解促進講座では、二次被害防止が大きな目的のひとつです。より二次被害に重点をおいて理解促進を進めるための方策を検討していきます。